

現 場 説 明 書

委 託 名		豊南町西第20号線整備事業損失補償算定調査業務委託
履 行 場 所		豊中市中桜塚3-1-1
履 行 期 間		契約締結日 から 令和 8 年 11 月 30 日 まで
郵 送		令和 8 年 6 月 23 日 午前 10 時 00 分
入 札	日 時	令和 8 年 7 月 8 日 午後 1 時 00 分
	場 所	第1入札室
	方 法	当日配布の入札書で入札。入札終了後、即時開札。 代理人が入札を行う場合は、委任状（市ホームページで参考様式を提供）が必要。
予 定 価 格（税抜）		***** 円 （事後公表）
最低制限価格（税抜）		設定なし
入 札 保 証 金		豊中市財務規則第94条2号の規定により免除
契 約 保 証 金		契約金額の5%に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第109条又は第110条の規定を適用できる場合はこの限りでない。
前 払 金		無
部 分（中 間）払		無
業 務 内 容		設計図書（設計書、図面及び仕様書等）のとおり
発 注 者		豊中市長
契約条項を示す場所		財務部 資産管理課
入 札 心 得		入札心得を熟読すること。契約検査課又は市ホームページで閲覧可。
入 札 の 無 効		入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。
契 約 の 締 結		契約書を作成する。
そ の 他		設計図書及び現場説明書等の受領を拒否した者、設計図書の実費を納付（実費を徴収する場合に限る。）しない者又は入札の日時及び場所に出席しない者は、競争入札参加を辞退したものとみなす。
指 名 通 知		電話連絡によって指名通知とする。
備 考	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	

(別紙) 現場説明書 備考

○質疑

- ・業務に関する質疑は令和 8 年 6 月 30 日午後 16 時までに豊中市財務部資産管理課あて電子メールにて送付ください。

- ・質疑内容、及び回答は電子メールにて全社に行います。

- ・送付先アドレス

資産管理課 [youchi@city.toyonaka.osaka.jp]

※（電話での対応は致しません。）

- ・各社連絡先（担当者・メールアドレスが明記されている名刺等）をご用意下さい。

以上

調査委託内容等

1. 業 務 名

豊南町西第 2 0 号線整備事業損失補償算定調査業務委託
2. 目 的

「庄内・豊南町地区住環境整備計画」の区域内における豊南町西第 2 0 号線整備事業に伴い、下記物件等が支障となるため損失補償基準に基づく建物の移転料の算定、通損補償額の算定業務について、建物調査等業務仕様書により委託するもの。
3. 支障物件

建物所有者住所・氏名

木造瓦葺平屋建 居宅（現況）

延床面積 46.84. m²
4. 調査範囲

建物調査

木造建物 A 70 m²未満 1 棟

附帯工作物の調査

住宅敷地 A 150 m²未満 1 戸

居住者に関する調査

1 世帯（借家人）

動産に関する調査および算定

一般住家 1 戸

その他通損に関する算定

借家人補償（標準家賃調査なし）1 世帯

移転雑費 2 所有者

消費税等調査

1 事業者

5. 成果物の仮提出

補償金額の算定については令和 8 年 10 月 30 日までに仮提出することとし、その内容については発注者による確認を受けること。

6. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日



委託調査の概要

建物調査	木造瓦葺平屋 約70㎡未満	1棟
附帯工作物	住宅敷地A 約150㎡未満	1戸
その他	居住者に関する調査	1世帯
	動産に関する調査および算定(一般住家)	1戸
その他通損に関する算定	借家人補償(標準家賃調査なし)	1世帯
	移転雑費	2所有者
	消費税等調査	1事業者